

21文科高第6327号
医政発第0723第25号
平成21年7月23日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各公私立大学長

文部科学省初等中等教育局長

金森 越哉



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

徳永



(印影印刷)

厚生労働省医政局長

外口



(印影印刷)

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進
に関する法律の一部を改正する法律について（通知）

このたび、第171回国会において、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第七十八号）が成立し、平成21年7月15日に公布されました。同法律は平成22年4月1日から施行されます。

この法律は、少子高齢化の進展に伴う医療の需要の増大等に対応した良質な看護等を国民に提供することの必要性に鑑み、保健師、助産師及び看護師国家試験の受験資格を改めるとともに、新たに業務に従事する

保健師、助産師、看護師及び准看護師の臨床研修その他の研修等について定めるものです。

また、法律の内容は別添のとおりですので、御了知いただくとともに、都道府県知事においては所轄の私立高等学校、養成所及び医療機関に対して、都道府県教育委員会においては所管の高等学校に対して、必要な周知が図られるよう御配慮願います。

なお、本法律に關係する政省令の制定については、追ってこれを行い、その内容及び留意事項については別途通知により説明させていただく予定ですので、予め御承知おき願います。

[参考]

- 別添1 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱
- 別添2 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
- 別添3 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

【本件担当】

文部科学省高等教育局医学教育課

T E L : 03-5253-4111 (内線2508)

F A X : 03-6734-3390

厚生労働省医政局看護課

T E L : 03-5253-1111 (内線2569)

F A X : 03-3591-9072

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 保健師助産師看護師法の一部改正

一 受験資格の改正

1 保健師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六月以上から一年以上に延長すること。

(第十九条関係)

2 助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を六月以上から一年以上に延長すること。

(第二十条関係)

3 看護師国家試験の受験資格を有する者として、文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を明記すること。

(第二十一条関係)

二 保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修

保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものとすること。

(第二十八条の二関係)

第二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正

1 看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について、看護師等の研修等を明記すること。

(第三条第二項関係)

2 国の責務について、看護師等の研修等を明記すること。

(第四条第一項関係)

3 病院等の開設者等の責務について、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施及び看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮を明記すること。

(第五条第一項関係)

4 看護師等の責務について、研修を受ける等を明記すること。

(第六条関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格等に関する経過措置その他所要の規定を整備すること。

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

(保健師助産師看護師法の一部改正)

第一条 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。

第十九条第一号及び第二十条第一号中「六月」を「一年」に改める。

第二十一条第四号中「又は第一号」を「から第三号まで」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「准看護師又は」の下に「学校教育法に基づく」を加え、「前二号」を「前三号」に改め、「規定する」の下に「大学、」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第一号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。第四号において同じ。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

第二十二条第三号中「第一号又は第四号」を「から第三号まで又は第五号」に改め、同条第四号中

「前条第四号」を「前条第五号」に改める。

第二十二条の二第二項中「第二十一条第一号若しくは第二号」を「第二十二条第一号から第二号まで」に改める。

第三章中第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十八条の二 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第二条 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「看護師等」を「研修等による看護師等」に改める。

第四条第一項中「養成、」の下に「研修等による」を加え、「を促進する」を「の促進の」に改める。

第五条第一項中「改善」の下に「、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮」を加える。

第六条中「対応し、」の下に「研修を受ける等」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(保健師助産師看護師法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 次の各号のいずれかに該当する者は、第一条の規定による改正後の保健師助産師看護師法（以下

「新法」という。）第十九条の規定にかかるわらず、保健師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際に第一条の規定による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」とい
う。）第十九条第一号に該当する者

一 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法第十九条第一号に規定する学校に在学し、
施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなつた者（施行日以後に同号に規定する学校に入学
し、当該学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、新法第二十条の規定にかかるわらず、助産師国家試験を受ける

」とができる。

一　この法律の施行の際現に旧法第二十条第一号に該当する者

二　施行日前に旧法第二十条第一号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなつた者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において六月以上助産に関する学科を修めた者を除く。）

第四条　この法律の施行の際、現に旧法第二十一条第一号の規定による指定を受けている学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）は新法第二十一条第一号の規定により指定を受けた大学と、現に旧法第二十一条第一号の規定による指定を受けている学校（大学を除く。）は新法第二十一条第二号の規定により指定を受けた学校と、現に旧法第二十一条第二号の規定による指定を受けている養成所は新法第二十一条第三号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

2　前項の規定により新法第二十一条第一号の規定により指定を受けた大学とみなされた大学についての同号の規定の適用については、当分の間、同号中「卒業した者」とあるのは、「卒業した者その他三年以上

当該学科を修めた者」とする。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百一十九号)の一部を次のように改正する。

第一百二条第四項中「同条第三号」を「同条第四号」に改める。

◎保健師助産師看護師法及び看護師等の人才確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表

○保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（第一条関係）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章・第二章 [略]	第一章・第二章 [略]
第三章 試験（第十七条—第二十八条の二）	第三章 試験（第十七条—第二十八条）
第四章～第五章 [略]	第四章～第五章 [略]
附則	附則
<p>第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者</p>	<p>第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者</p>
二・三 [略]	二・三 [略]
<p>第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上助産に関する学科を修めた者</p>	<p>第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。</p> <p>一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関する学科を修めた者</p>
二・三 [略]	二・三 [略]
第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者で	第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者で

なければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとし

て、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。第四号において同じ。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者

四 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前三号に規定する大学、学校又は養成所において二年以上修業したもの

五 外国第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一・二 [略]

三 前条第一号から第三号まで又は第五号に該当する者

四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を

なければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとし

て、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとし

て、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者

三 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前二号に規定する学校又は養成所において二年以上修業したもの

四 外国第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一・二 [略]

三 前条第一号、第二号又は第四号に該当する者

四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を

卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第五号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

第二十二条の二　〔略〕

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九条第一号若しくは第二号、第二十条第一号若しくは第一号、第二十一条第一号から第三号まで又は前条第一号若しくは第一号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならぬ。

第二十八条の二 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前条第四号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

第二十二条の二　〔略〕

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第十九条第一号若しくは第二号、第二十条第一号若しくは第一号、第二十一条第一号若しくは第二号又は前条第一号若しくは第一号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならぬ。

改 正 後	改 正 前
（基本指針）	（基本指針）
第三条　【略】	第三条　【略】
2　基本指針に定める事項は、次のとおりとする。	2　基本指針に定める事項は、次のとおりとする。
一～三　【略】	一～三　【略】
四　研修等による看護師等の資質の向上に関する事項	四　看護師等の資質の向上に関する事項
五・六　【略】	五・六　【略】
3～5　【略】	3～5　【略】
（国及び地方公共団体の責務）	（国及び地方公共団体の責務）
第四条　国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。	第四条　国は、看護師等の養成、資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
2～4　【略】	2～4　【略】
（病院等の開設者等の責務）	（病院等の開設者等の責務）
第五条　病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにする	第五条　病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

ために必要な配慮その他の措置を講ずるよう努めなければならぬ。

2 [略]

(看護師等の責務)

第六条 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に發揮するよう努めなければならない。

2 [略]

(看護師等の責務)

第六条 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に發揮するよう努めなければならない。

改 正 後

改 正 前

（准看護師に関する特例）

第一百二条 [略]

2・3

[略]

4 第二項の規定により免許を受けた准看護師に対する保健師助産

師看護師法第二十一条の規定の適用については、同条第四号中「准
看護師」とあるのは、「准看護師（沖縄の復帰に伴う特別措置に關

する法律第二百二条第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了
した者に限る。）」とする。

5・6

[略]

（准看護師に関する特例）

第一百二条 [略]

2・3

[略]

4 第二項の規定により免許を受けた准看護師に対する保健師助産
師看護師法第二十一条の規定の適用については、同条第三号中「准

看護師」とあるのは、「准看護師（沖縄の復帰に伴う特別措置に關
する法律第二百二条第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了
した者に限る。）」とする。

5・6

[略]